

1. 議事日程（令和8年第2回北広島町議会定例会）

令和8年6月5日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第7号	令和7年度北広島町一般会計繰越明許費について
日程第5	報告第8号	令和7年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について
日程第6	報告第9号	令和7年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第7	報告第10号	専決処分の報告について (町有住宅明渡しと滞納使用料支払いを請求する訴えについて)
日程第8	報告第11号	専決処分の報告について (農業集落排水処理施設滞納使用料支払いを請求する訴えについて)
日程第9	議案第41号	北広島町下水道使用料審議会条例
日程第10	議案第42号	北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第43号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第44号	北広島町火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第45号	北広島町有千代田住宅条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第46号	財産の無償譲渡について (川西ふれあいセンター)
日程第15	議案第47号	町道の路線の認定について
日程第16	議案第48号	工事請負契約の締結について (消防救急デジタル無線部分改修工事)
日程第17	議案第49号	工事請負契約の変更について (大朝B&G海洋センター体育館改修工事)
日程第18	議案第50号	工事請負契約の変更について (豊平ウイング屋根改修工事)
日程第19	議案第51号	工事請負契約の変更について (北広島町子ども第三の居場所開設工事)
日程第20	議案第52号	令和8年度北広島町一般会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第53号	令和8年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	同意第3号	北広島町農業委員会委員の任命の同意について
日程第23	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一

2 番 宮 本 裕 之

3 番 坂 本 伸 次

4番	石坪隆雄	5番	佐々木正之	6番	伊藤 淳
7番	中村 忍	8番	沼田 真路	9番	伊藤 立真
10番	泉田 暁彦	11番	敷本 弘美	12番	湊 俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田 隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	福田透江	豊平支所長	上田 久美子
危機管理課長	辰川勝則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	田中 淳之	税務課長	浅香 潤 観
町民保健課長	門出 暁子	福祉課長	細居 治	こども家庭課長	芥川 智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地 弥樹	農地整備課長	門出 泰典
商工観光課長	大本 賢一郎	建設課長	藤井 尚志	消 防 長	笠道 宏和
教育課長	植田 伸二	会計管理者	大畑 紹子		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克江 議会事務局専門員 大内 由美子

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。さきの議会運営委員会において本議会における服装をクールビズとすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１１番、敷本議員、１番、亀岡議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２ 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第２、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日６月５日から１７日までの１３日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から６月１７日までの１３日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第３ 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第３、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりです。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は別紙請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第９２条の規定により、所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。あらかじめ配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。副町長。

○副町長（畑田正法） ６月定例議会における行政報告を行います。報告書の７ページをお願いいたします。財政政策課の関係です。企業版ふるさと納税の項目、一番下でございますけども、感謝状の贈呈を行っております。７年度分ですけども、１０社の企業に対して記載のとおり感謝状を贈呈しております。続きまして１１ページをお願いいたします。まちづくり推進課の関係です。定住促進事業の項目で一番下となりますきたひろ宣伝部第１期生の募集を行いました。応募者が６人ございました。続きまして１２ページをお願いいたします。ふるさと寄附金の関係です。上から２つ目、令和７年度トップアスリート支援事業として、どんぐり北広島ソフトテニスクラブ、パラ陸上白砂匠庸選手に対しまして記載のとおり寄附をいただいております。その下の令和７年度きたひろ自立支援プロジェクト事業としまして、旧南方小学校再生プロジェクト及びわさの輪プロジェクトに対しまして、記載のとおり寄附をいただき、諸経費を差し引いた交付金を交付をしております。１９ページをお願いいたします。福祉課の関係です。介護施設等物価高騰対策支援金として入所系、通所系、訪問系事業所６２か所に２０６７万５２２５円の助成を行っております。続きまして２１ページをお願いいたします。こども家庭課の関係です。物価高対応子育て応援手当事業としまして、子ども１人当たり２万円、総額４０８４万円の支給を行っております。その下の保育施設等物価高騰対策支援金としまして保育所１か所、認定こども園７か所に対しまして３５２万７６８０円の助成を行っております。下から２つ目でございます。乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度でございますけど

も、5月15日現在で9人の認定を行っております。28ページをお願いいたします。畜産事業者に対する物価高騰支援、水稻生産農家に対する物価高騰支援でございます。まず、和牛農家物価高騰対策支援給付金として、33の事業者、1306万9000円の交付を行っております。また、畜産農家暑熱対策支援給付金として、10事業者、324万1000円の交付を行っております。また、水稻生産農家物価高騰対策支援給付金として、209農家、3017万3000円の給付を行っております。次に33ページをお願いいたします。商工観光課の関係であります。商工振興対策事業として、物価高騰対策地域商品券事業を行っております。基準日に住民基本台帳に登録されている人に対しまして、1人1万円の額面の地域商品券を5月に発送しております。あわせて商品券取扱店換金事務説明会を取扱店に対しまして行っているところであります。以上でございます。教育関係は教育長から報告をいたします。

○議長（湊俊文） 増田教育長。

○教育長（増田隆） 続いて教育課からご報告いたします。41ページをお開きください。学校教育活動では、校長研修会、教頭研修会を記載のとおり開催をいたしております。中ほどご覧ください。入学式、4月8日、9日の両日で開催をし、入学生は小学校・義務教育学校1年生が81名、中学校1年生93名が入学しております。その下、コミュニティスクール、学校運営協議会、以下のように開催をしております。42ページをお願いします。安全・安心な学校施設のところで、上から2つ目、大朝小学校校舎大規模改修工事を記載のように実施していただきました。その下の豊平学園第2校舎改修工事設計業務委託は以下のように進めているところでございます。43ページをお願いします。上から2つ目の項目の芸術文化振興事業、文化財保護管理事業、収蔵庫等管理運営事業のところでございますが、上から2つ目、北広島学、これは今年度より教育委員会とまちづくりセンターの主催で、毎月1回、年12回開催予定のものでございまして、現在までに3回ほど実施をしております。3回目は昨日でした。参加者書いてありませんが、約60名の参加があったように聞いております。それからその欄の一番下でございまして、刀匠三上貞直さん常設刀剣展を以下のように開催をしております。通年でいろいろな展示を行うこととしております。教育課からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第7号 令和7年度北広島町一般会計繰越明許費についてから

日程第6 報告第9号 令和7年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについて

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第7号、令和7年度北広島町一般会計繰越明許費についてから、日程第6、報告第9号、令和7年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについてまでの3件を一括議題とします。以上3件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第7号から第9号につきまして一括して概要を説明します。議案集4ページをお願いします。報告第7号、令和7年度北広島町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和7年2月定

例議会、議案第13号、令和7年度北広島町一般会計予算、令和7年12月定例議会、議案第78号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第3号、令和8年1月臨時議会、議案第2号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第6号、及び令和8年3月定例議会、議案第23号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第7号において議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものです。議案集5ページをお願いします。報告第8号、令和7年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和8年3月定例議会において、議案第25号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号で議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものです。議案集6ページをお願いします。報告第9号、令和7年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項に定めるところにより報告するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明をいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 報告第7号、令和7年度北広島町一般会計に係る繰越明許費につきまして財政政策課から報告いたします。議案集の4ページをお願いいたします。本報告は、年度内に支出が完了しない経費につきまして、令和8年度に繰越しをした額を報告するものでございます。それでは表の上段から説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、庁舎管理事業704万円、一般企画事業55万円、電子計算組織管理運営事業1074万1720円、新エネルギー等普及啓発事業1億1003万7000円、大朝海洋センター運営事業3447万5150円、豊平運動公園運営事業1億1492万7000円を。同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業513万3939円を。次に3款民生費、2項児童福祉費、子ども第三の居場所管理運営事業4231万1000円を。次に4款衛生費、1項保健衛生費、生活衛生管理事業547万4550円、母子保健事業45万6500円を。次に、6款農林水産業費、1項農業費、農業振興事業3500万円、農業施設維持修繕事業260万円、担い手育成総合支援事業2213万1000円を。次に7款商工費、1項商工費、商工振興対策事業2500万円を。次に8款土木費、2項道路橋りょう費、県営道路改良事業693万5787円、道路維持修繕事業1579万円、道路新設改良事業5010万7659円、橋りょう維持修繕事業1793万円を。同じく8款土木費、3項河川費、河川維持修繕事業892万6800円を。同じく8款土木費、4項都市計画費、公園等管理事業1500万円を、同じく8款土木費、6項砂防費、急傾斜地崩壊対策事業185万円を。次に、9款消防費、1項消防費、一般管理事業1億340万円、防災事業1288万8000円を。次に11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農林水産施設7年災害復旧事業264万円を。同じく11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設7年災害復旧事業1351万7134円を、次に13款諸支出金、1項公営企業費、水道事業5億4353万6000円。以上、合計26事業、12億839万9239円を繰り越したものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 報告第8号、令和7年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について、福祉課よりご報告申し上げます。議案集の5ページをお願いします。1款4項計画策定委員会事業436万6450円を令和8年度へ繰り越しております。内容としまして、第10期高齢

者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための委託料436万6450円を繰り越したものでございます。福祉課からの報告は以上でございます。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 報告第9号、令和7年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについて、環境生活課からご報告申し上げます。議案集7ページ、令和7年度北広島町下水道事業会計予算繰越計算書をお願いいたします。地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越額の報告についてですが、同条第1項に定める建設改良費の令和7年度農業集落排水事業国庫補助金補正分の交付決定を受けて実施する事業及び千代田浄化センター中央監視装置更新工事について繰越しを行ったものです。繰越額は、1款1項の管渠建設事業が1900万円、処理場建設事業が3400万円を繰り越しております。農業集落排水事業については、琴庄処理区及び原東処理区の機械装置更新工事等を実施してまいります。以上で環境生活課からの報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上3件についてこれより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第7号、令和7年度北広島町一般会計繰越明許費について、報告第8号、令和7年度北広島町介護保険特別会計繰越明許費について及び報告第9号、令和7年度北広島町下水道事業会計予算の繰越しについての3件について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第10号 専決処分の報告について

日程第8 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第7、報告第10号、専決処分の報告について及び日程第8、報告第11号、専決処分の報告についての2件を一括議題とします。以上2件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第10号から第11号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の8ページをお願いします。報告第10号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、北広島町有千代田住宅の明渡し及び滞納使用料の支払請求に関する訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。議案集の10ページをお願いします。報告第11号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により北広島町農業集落排水処理施設滞納使用料支払請求に関する訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。以上詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 報告第10号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集8ページ、9ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集9ページ、専決処分第8号のとおり、北広島町有住宅の明渡しと滞納使用料の支払請求に関する訴えの提起について、令和8年4月24日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名

並びに2の町有住宅名につきましては記載のとおりです。3、滞納使用料は17万700円です。4、内容及び請求の趣旨につきましては、債務者は、北広島町有住宅使用料を滞納しており、かつ令和7年3月中に住宅の賃貸借契約を解除せず、自己の所有物を撤去しないまま他の住宅に転居しているため、本町は滞納使用料の支払い及び住宅の明渡しを請求したところ、納付も意思表示もされないため、滞納使用料の支払い及び住宅の明渡しを求める判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起したものです。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 報告第11号、専決処分の報告について、環境生活課からご説明申し上げます。議案集10ページ、11ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分第9号のとおり、北広島町農業集落排水処理施設滞納使用料の支払請求に関する訴えの提起について、令和8年5月26日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名につきましては記載のとおりです。2、滞納使用料は28万8815円です。3、内容及び請求の趣旨につきましては、債務者は、北広島町農業集落排水処理区施設使用料を滞納しているため、支払督促の申立てにより、その徴収を図ったところ、相手方が異議を申し立てたため、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行するものです。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上2件について、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、沼田議員。

○8番（沼田真路） 8番、沼田でございます。専決処分の第9号で、相手方が異議を申し立てているということでございますけれども、どのような異議であったのか。具体的な内容をお教えください。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 相手方の異議の内容でございますけれども、一括納付で支払い督促の申立てを行ったところ、分割払いでの異議の申立書が提出されましたところ です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第10号、専決処分の報告について及び報告第11号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第41号 北広島町下水道使用料審議会条例

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第41号、北広島町下水道使用料審議会条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第41号につきまして概要を説明します。議案集の12ページをお願いします。議案第41号、北広島町下水道使用料審議会条例について説明します。本案は、下水道使用料等に関する審議を行う機関として北広島町下水道使用料審議会を設置するため、条例の制定について町議会に提案するものです。以上詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第41号、北広島町下水道使用料審議会条例につきまして、環境生活課からご説明申し上げます。議案集12ページをご覧ください。本条例は、地方公営企業法第14条の規定に基づき、本年度行う下水道使用料の見直しにつきまして必要な審議会を設置するため制定するものです。内容としましては、審議会の所掌事務、委員構成、委員の任務、会議の招集等必要な事項を定めるもので、附則として公布の日から施行します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第42号 北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例から

日程第13 議案第45号 北広島町有千代田住宅条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第42号、北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例から、日程第13、議案第45号、北広島町有千代田住宅条例の一部を改正する条例までの4議案を一括議題とします。以上、4議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第42号から議案第45号につきまして、一括して説明します。議案集の15ページをお願いします。議案第42号、北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町基幹集会所川西ふれあいセンターを地縁団体六字振興会へ無償譲渡するのに伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集18ページをお願いします。議案第43号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は介護保険法施行令の一部を改正する政令に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の21ページをお願いします。議案第44号、北広島町火入れに関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、火災予防条例(例)の改正に伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の23ページをお願いします。議案第45号、北広島町有千代田住宅条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、事業者等が町有千代田住宅を使用する際の減免について定めるため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 議案第42号、北広島町基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集15ページをお願いします。千代田地域の基幹集会所の一つである川西ふれあいセンターについて地縁団体六字振興会へ無償譲渡するに当たり、北広島町基幹集会所設置及び管理条例第2条に規定する別表第1から当該施設を削除するとともに、同条例第14条に規定する別表第2から当該施設の利用料に係る部分を削除することを提案させていただくものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第４３号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について福祉課からご説明いたします。議案集１８ページをお願いします。今回提案させていただきました一部改正条例は、令和７年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、令和８年度市町村民税が課せられているとみなされた者について減免することができるよう所要の改正を行うものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第４４号、北広島町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきまして農林課から説明申し上げます。議案集の２１ページをお願いいたします。この条例改正は、火災予防条例(例)の改正によりまして、林野火災に関する注意報につきまして規定されたことに伴いまして、第１４条の火入れの中止の要件に林野火災に関する注意報の発令を追加するものでございます。１項におきまして、林野火災注意報が発令されたときは、火入れの許可を受けた期間中であっても火入れを行ってはならない。また２項におきまして、火入れを行っているときであっても速やかに消火しなければならないことに改正するものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 議案第４５号、北広島町有千代田住宅条例の一部を改正する条例について、建設課からご説明申し上げます。議案集２３ページ、２４ページをお願いいたします。北広島町有千代田住宅条例の一部を次の表に示すとおり、使用料について規定する第３３条に減免等について規定する条文を追加するものです。提案理由としましては、町が実施する高校支援策において、広島県立千代田高等学校の寮として町有千代田住宅を提供し、使用料の減免を行うこととしており、事業者等が町有千代田住宅を使用する際の減免について定めるため、条例の一部改正について町議会に提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上４議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１４ 議案第４６号 財産の無償譲渡について

日程第１５ 議案第４７号 町道の路線の認定について

○議長（湊俊文） 日程第１４、議案第４６号、財産の無償譲渡について及び日程第１５、議案第４７号、町道の路線の認定についての２議案を一括議題とします。以上２議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第４６号から議案第４７号につきまして一括して説明をします。議案集の２５ページをお願いします。議案第４６号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、町議会の議決を求めるものです。

議案集の27ページをお願いします。議案第47号、町道の路線の認定について説明します。本案は、民間分譲宅地開発事業に伴い設置された道路を認定道路とするため、町議会の議決を求めるものです。以上詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 議案第46号、財産の無償譲渡について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集25ページをお願いします。1、財産の表示 所在、広島県山県郡北広島町川西1530番地。種別、建物。名称、川西ふれあいセンター、延床面積351.94平方メートル。2、譲渡先 広島県山県郡北広島町川東1155番地、地縁団体六字振興会会長新田良作。川西ふれあいセンターは、令和7年3月末をもって閉館し、その後は町の直営管理施設としておりましたが、このたび関係団体との協議が調ったことを受け、町補助金を活用した施設の解体を行い、地域における活動拠点として隣接する広場等との一体的な有効活用を図っていくことを目的に財産の無償譲渡を提案させていただくものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 議案第47号、町道の路線の認定について、建設課からご説明申し上げます。議案集27ページをお願いいたします。路線番号33652、町道茶堂6号線の起点・終点、延長につきましては、記載のとおりです。議案第47号の資料をお願いいたします。提案理由としましては、北広島町有千代田住宅3号棟の南側志路原川沿いに民間分譲宅地開発事業に伴い設置され、完成後に町へ移管することで合意をしていた道路を認定道路とするものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第48号 工事請負契約の締結についてから

日程第19 議案第51号 工事請負契約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第48号、工事請負契約の締結についてから、日程第19、議案第51号、工事請負契約の変更についてまでの4議案を一括議題とします。以上4議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第48号から議案第51号につきまして一括して説明します。議案集の29ページをお願いします。議案第48号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、消防救急デジタル無線部分改修工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集の31ページをお願いします。議案第49号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、大朝B&G海洋センター体育館改修工事について工事を実施した結果、請負金額を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集の33ページをお願いします。議案第50号、工事請負契約の変更

について説明します。本案は、豊平ウイング屋根改修工事について、工事を実施した結果、履行期限を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。議案集の35ページをお願いします。議案第51号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、北広島町子ども第三の居場所開設工事について工事を実施した結果、履行期限を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 議案第48号、工事請負契約の締結について消防本部からご説明いたします。議案集29ページをお願いします。1、工事名、消防救急デジタル無線部分改修工事。2、工事場所、北広島町消防本部ほか3か所。3、工期、議会の議決のあった日の翌日から令和10年3月10日まで。4、請負金額2億460万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1860万円。5、請負者、広島市西区南観音五丁目11番12号、株式会社ゼネラル中四国情報通信ネットワーク営業部部長中村祐一郎。本案は、平成27年度デジタル化を図るため整備した消防救急デジタル無線について更新計画に基づき部分改修工事を行い、工事請負契約を締結するに当たって町議会に提案し、議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 議案第49号、工事請負契約の変更について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集31ページをお願いします。1、工事名、大朝B&G海洋センター体育館改修工事。2、工事場所、北広島町大朝。3、変更請負金額5115万3300円。4、今回変更による増額387万5300円。5、請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店支店長小泉義則。当該工事は、体育館屋根改修の際、改修の対象としていなかった既設の屋根水切り部分について不具合が発見され、雨漏り防止の追加工事を実施する必要があるため、工事請負金額の変更を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。続いて議案第50号、工事請負契約の変更について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集33ページをお願いします。1、工事名、豊平ウイング屋根改修工事。2、工事場所、北広島町都志見。3、履行期限、令和8年8月31日。4、変更履行期限、令和8年11月30日。5、請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店支店長小泉義則。当該工事は、令和8年3月定例会において履行期限の変更について承認をいただき工事を施工しておりましたが、一部の足場設置について労働基準監督署の指摘等により、届出事務に想定外の時間を要したこと、内部足場の設置の追加、足場設置方法の一部変更により再度履行期限を変更して実施する必要があるため、本議会へ提案するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 議案第51号、工事請負契約の変更について、こども家庭課からご説明いたします。議案集35ページをお願いいたします。1、工事名、北広島町子ども第三の居場所開設工事。2、工事場所、北広島町有田495番地1。3、履行期限、令和8年6月30日。4、変更履行期限、令和8年8月12日。5、請負者、広島県山県郡北広島町春木5

12番地1、石見工業株式会社広島支店支店長小泉義則。提案理由ですが、中東情勢の緊迫化により原油価格が高騰し、原油由来の原料を使用する住宅建材・設備の価格が急騰し、資材の受注停止や供給遅延が発生しているため、履行期限の延長を行うものでございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上4議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第52号 令和8年度北広島町一般会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第53号 令和8年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第20、議案第52号、令和8年度北広島町一般会計補正予算第1号及び日程第21、議案第53号、令和8年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号の2議案を一括議題とします。以上2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和8年度補正予算の概要について一括して説明します。令和8年度補正予算書の3ページをお願いします。議案第52号、令和8年度北広島町一般会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7000万円を追加し、予算の総額を164億3000万円とするものです。今回の予算補正は、補助事業を活用した担い手育成総合支援事業の実施、学校空調整備や小水力発電所整備などの脱炭素先行地域事業の実施、きたひろ応援ファンド事業の実施などに係る補正を行っております。債務負担行為は第2表に、地方債補正は第3表に目的別に計上しております。次に、補正予算の32ページをお願いします。議案第53号、令和8年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3300万円を追加し、予算の総額を6億8000万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、脱炭素先行地域事業で実施する小水力発電所整備のための委託料、工事請負費を追加で計上しております。以上、詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第52号、令和8年度北広島町一般会計補正予算第1号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和8年度6月補正予算の概要及び主要施策をお願いいたします。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は7億7000万円の増額補正、補正後の予算額は164億3000万円となります。編成上のポイントとしましては、補助事業を活用した担い手育成総合支援事業の実施、学校空調、小水力発電など脱炭素先行地域事業の実施、きたひろ応援ファンド事業の実施などでございます。本表下段には、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況、累計額などを掲載しております。次ページの3、6月補正予算主要施策等一覧表をご覧ください。今回補正を行う主な事業につきまして、第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って掲載しております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。それでは内容についてご説明申し上げます。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、担い手育成総合支援事業における地域農業構造転換支援事業補助金など333万3000

円の追加などを。施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、宝くじコミュニティ助成事業における補助金などの増324万円、観光振興対策事業における報酬の減及び観光協会補助金の増、合わせて500万円、学校給食事業における需用費、賄材料費218万5000円、小学校管理事業及び中学校管理事業における脱炭素先行地域事業で実施する学校空調整備に係る設計監理委託料、工事請負費、合わせて2億1991万8000円の追加などを。施策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、企画政策事業における調査委託料300万円、ふるさと寄附金事業におけるきたひろ応援ファンド交付金など1083万2000円、特定目的基金費における過疎地域持続的発展基金の追加及び町有千代田住宅管理運営基金の減、合わせて8189万円の追加など。また、その他としまして脱炭素先行地域事業による小水力発電所施設整備のため、電気事業特別会計への繰出金4億3065万円の追加を計上しております。なお、一覧表中に資料番号を記載しております事業につきましては、事業目的、事業概要など説明した資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。次に、補正予算書第2表、債務負担行為をお願いいたします。次年度へ継続して実施する事業としまして、統合型GISシステム借上料1事業を計上しております。次のページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。一般単独事業における緊急自然災害防止対策事業債、脱炭素化推進事業債の減、緊急しゅんせつ推進事業債の増及び過疎対策事業債の増額により、補正後の借入限度額を総額で9億4200万円とするものでございます。以上で財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第53号、令和8年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号につきまして農林課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳出2款1項1目電気事業費につきましては、特定地域脱炭素移行加速化交付金等を活用いたしました川小田小水力発電所におけます老朽化した水車、発電機等の更新に係ります設計委託料5242万6000円及び工事請負費5億8084万4000円を増額補正するものでございます。予備費の減額につきましては予算調整によるものでございます。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、事項別明細書歳入の1ページ及び2ページをお願いいたします。先ほど歳出で説明いたしました川小田小水力発電所更新に伴う財源といたしまして、一般会計からの繰入金4億3065万円、電気事業債2億260万円を増額補正するものでございます。基金の繰入金の減額につきましては予算調整によるものでございます。なお、一般会計の財源につきましては、全額、特定地域脱炭素移行加速化交付金によるものでございます。次に第2表、繰越明許費をお願いいたします。2款1項電気事業費の電気事業6億3327万円を地方自治法第213条第1項の規定によりまして翌年度に繰り越すものでございます。続いて第3表、地方債をお願いいたします。川小田小水力発電所更新事業におきます電気事業債2億260万円を借り入れするものでございます。以上で農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２２ 同意第３号 北広島町農業委員会委員の任命の同意について

- 議長（湊俊文） 日程第２２、同意第３号、北広島町農業委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の３７ページをお願いします。同意第３号、北広島町農業委員会委員の任命の同意について説明します。本年７月の任期満了に伴い、次の方を北広島町農業委員会委員に任命することについて農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により町議会の同意を求めるものです。住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町西八幡原１４３８番地２、出上茂夫さん。同じく北広島町荒神原１１０６番地、小松秀之さん。同じく北広島町細見４１１番地、栗屋洋司さん。同じく北広島町小原１０２５７番地９、古西健二さん。同じく北広島町大朝６５０２番地１、山本孝司さん。同じく北広島町田原４４０番地、大畑和憲さん。同じく北広島町新庄３６００番地１、佐伯孝之さん。同じく北広島町有間５６４番地、島筒洋二郎さん。同じく北広島町後有田１２９６番地、大倉眞一さん。同じく北広島町有田２９９２番地、二井川敏幸さん。同じく北広島町丁保余原１１７８番地、下岡道範さん。同じく北広島町南方５２０１番地、前田冬樹さん。同じく北広島町本地５４６６番地、高下茂樹さん、同じく北広島町蔵迫１６１番地、栗本裕次さん。同じく北広島町吉木４０２９番地、松川勇さん。同じく北広島町阿坂１１４５番地、寺田幸信さん。同じく北広島町戸谷５２２番地、大田守さん。同じく北広島町中原１９７９番地、多川五紀さん。同じく北広島町丁保余原１４４３番地、花ノ木正典さん。以上、同意についてよろしく願いをいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第３号、北広島町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件については、出上茂夫さん、小松秀之さん、栗屋洋司さん、古西健二さん、山本孝司さん、大畑和憲さん、佐伯孝之さん、島筒洋二郎さん、大倉眞一さん、二井川敏幸さん、下岡道範さん、前田冬樹さん、高下茂樹さん、栗本裕次さん、松川勇さん、寺田幸信さん、大田守さん、多川五紀さん、花ノ木正典さんを任命することに同意する方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第３号、北広島町農業委員会委員の任命の同意については、これに同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２３ 諮問第１号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（湊俊文） 日程第２３、諮問第１号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集４２ページをお願いします。諮問第１号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので町議会の意見を求めるものです。住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町南方４１７５番地、増田浩さんです。よろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。お諮りします。諮問第１号、人権擁護委員の推薦については、増田浩さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第１号、人権擁護委員の推薦については、増田浩さんを適任とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。次の本会議は、６月１１日午前１０時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 １１時１５分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~